

# 第2期いのち支える階上町自殺対策計画

---

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現～

令和6年12月

青森県 階上町



## はじめに

日本では、平成22年以降自殺者数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、令和2年から増加傾向に転じております。自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係など様々な問題が複雑に絡み合っていると言われており、自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移していることから、いまだに深刻な状況が続いております。自殺は、その多くが追い込まれた末の選択であり、誰にでも起こりうる危機です。



本町では、令和元年度に「いのち支える階上町自殺対策計画」を策定し、「だれもがいのちを大事にするまち はしかみ」を基本理念とし、生きることの包括的な支援として、地域におけるネットワークの強化や支える人材の育成などの自殺対策に関する取組を進めてまいりました。

このたび、更なる対策を推進していくため、令和6年度からの5年間を計画期間とする「第2期いのち支える階上町自殺対策計画」を策定いたしました。本計画のもと、自殺が社会全体の問題であることを認識し、町民一人ひとりが自分らしく生活し、心身ともに健やかに暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して自殺対策を推進してまいります。町民の皆様をはじめ、関係機関や関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年12月

階上町長 荒谷憲輝

# 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 SDGsの視点を踏まえた計画の推進.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の策定体制.....	3
6 第1期計画の評価.....	3
<b>第2章 本町における自殺の現状</b> .....	<b>4</b>
1 自殺に関する統計.....	4
2 統計データからみた本町の現状.....	5
（1）自殺者数、自殺死亡率の推移.....	5
（2）性別・年代別自殺者数.....	5
（3）性別・年代別自殺死亡率.....	6
（4）高齢者関連.....	7
（5）勤務・経営関連.....	7
（6）本町における自殺の特徴.....	8
<b>第3章 自殺対策における基本事項</b> .....	<b>9</b>
1 自殺に対する基本認識.....	9
（1）自殺は、その多くが追い込まれた末の死である.....	9
（2）自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である.....	9
（3）自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い.....	9
2 基本理念.....	10
3 数値目標.....	11
<b>第4章 自殺対策における取組（基本施策）</b> .....	<b>12</b>
1 地域におけるネットワークの強化.....	12
2 自殺対策を支える人材の育成.....	14
（1）様々な職種を対象とした研修等の実施.....	14
（2）支援者に対する支援.....	14
3 町民への啓発と周知.....	15
（1）リーフレット等啓発グッズを活用した啓発・周知.....	15
（2）町民向けイベントの開催.....	15

4	生きることの促進要因への支援 .....	16
(1)	相談支援、訪問支援の充実 .....	16
(2)	サービス等の給付・各種費用の助成 .....	17
(3)	生活支援 .....	18
(4)	障がいや病気等を抱える人、その家族への支援 .....	19
(5)	自死遺族等への支援 .....	19
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育 .....	20
(1)	SOSの出し方に関する教育の実施 .....	20
(2)	教育を推進するための体制強化 .....	20
<b>第5章</b>	<b>自殺対策における取組（重点施策） .....</b>	<b>22</b>
1	重点施策1 生活困窮者への対策 .....	22
2	重点施策2 無職者・失業者への対策 .....	22
3	重点施策3 高齢者への対策 .....	23
4	重点施策4 子ども・若者への対策 .....	24
5	重点施策5 女性への対策 .....	25
<b>第6章</b>	<b>計画の推進体制 .....</b>	<b>26</b>
1	計画の推進体制 .....	26
(1)	町の役割 .....	26
(2)	教育関係者の役割 .....	26
(3)	医療関係機関の役割 .....	26
(4)	警察・消防機関の役割 .....	26
(5)	職域の役割 .....	26
(6)	民間団体の役割 .....	27
(7)	町民の役割 .....	27
2	計画の周知 .....	27
3	計画の進捗管理 .....	27



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨と背景

日本の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで状況に変化が生じ、更に、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、女性や小中学生の自殺者数が著しく増加しました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

平成28年に改正された自殺対策基本法では、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、各自治体において自殺対策計画を策定することとされました。

本町では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「いのち支える階上町自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、自殺対策を総合的に推進してきました。

この度、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱や、本町におけるこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的として、「第2期いのち支える階上町自殺対策計画」（以下「第2期計画」という。）を策定することとしました。

### 《国の主な動向》

年 月	内 容
平成18年6月	「自殺対策基本法」成立
平成19年6月	「自殺総合対策大綱」策定（閣議決定）
平成24年8月	「自殺総合対策大綱」改定（閣議決定）
平成28年3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年7月	「自殺総合対策大綱」改定（閣議決定）
令和4年10月	「自殺総合対策大綱」改定（閣議決定）

## 2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の定める自殺総合対策大綱等の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、「いのち支える青森県自殺対策計画」や本町の最上位計画である「階上町総合振興計画」等と様々な分野の施策を総合的、一体的に進めるため、既存計画との整合性を図り推進していきます。

## 3 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、生きることの包括的な支援として、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、地域や関係団体と連携し、各種取組を推進していきます。

## 4 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、国や青森県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### ■計画の期間

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
「自殺対策計画」											
		第1期(5年間)									
							第2期(5年間)				

## 5 計画の策定体制

本町の自殺対策の推進に当たっては、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じた対策等を検討する必要があります。

そのため、保健・医療関係者、教育関係者、雇用・企業関係者、学識経験者等の幅広い関係者から構成される委員会（階上町障害者自立支援協議会）を開催し、集約された意見を計画に反映しました。

## 6 第1期計画の評価

第1期いのち支える階上町自殺対策計画（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）における年間の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移は、以下のとおりです。平成30年以降は、目標値（34.0）よりも低い状況となっています。

### ■自殺死亡率の目標設定と自殺死亡率の推移

	基準値	目標値	実績					
	H29	R5	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自殺死亡率	43.1	34.0	43.1	14.6	7.4	14.9	30.2	23.0
人数	6人	4人以下	6人	2人	1人	2人	4人	3人

## 第2章 本町における自殺の現状

### 1 自殺に関する統計

自殺に関する統計資料は、厚生労働省が取りまとめている「人口動態統計」と、警察庁が取りまとめている「自殺統計」があり、その2つの統計資料を参考に分析しています。2つの統計資料には、以下の表のとおり違いがあります。

#### ■統計指標の違い

項目	人口動態統計	警察庁自殺統計
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	死亡時点 死亡診断書等で自殺が明確でない場合は、自殺以外で処理される。	遺体発見時 発見時には自殺が明確でない場合でも、その後の調査で判明した場合はその時点で計上される。
自殺者数	住所地(自殺者の住居のあった場所)で集計	発見地(自殺死体が発見された場所)と住所地(自殺者の住居があった場所)の2通りで集計
把握内容	月別、男女別の自殺者数 年計における男女別・年代別自殺者数 都道府県・政令市別自殺者数・自殺死亡率 年計における区ごとの男女別・年代別自殺者数	男女別・年代別の自殺者数 自殺者についての下記内訳 「同居人の有無」・「職業」、自殺した 「曜日」・「時間帯」・「場所」・「手段」・ 「原因・動機」「自殺未遂歴の有無」
公表時期	概数は調査月の5か月後 年間合計は調査年の翌年6月 確定数(概数に修正を加えたもの)は、 調査年の翌年9月頃	調査月の約2か月後

また、国は「いのち支える自殺対策推進センター」において、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」を作成し、自殺対策計画の策定を支援することとされています。

自殺実態プロファイルは、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計(国民生活基礎調査、社会生活基本調査等)に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性を洗い出し、報告書のような簡易なレポートとしてまとめています。

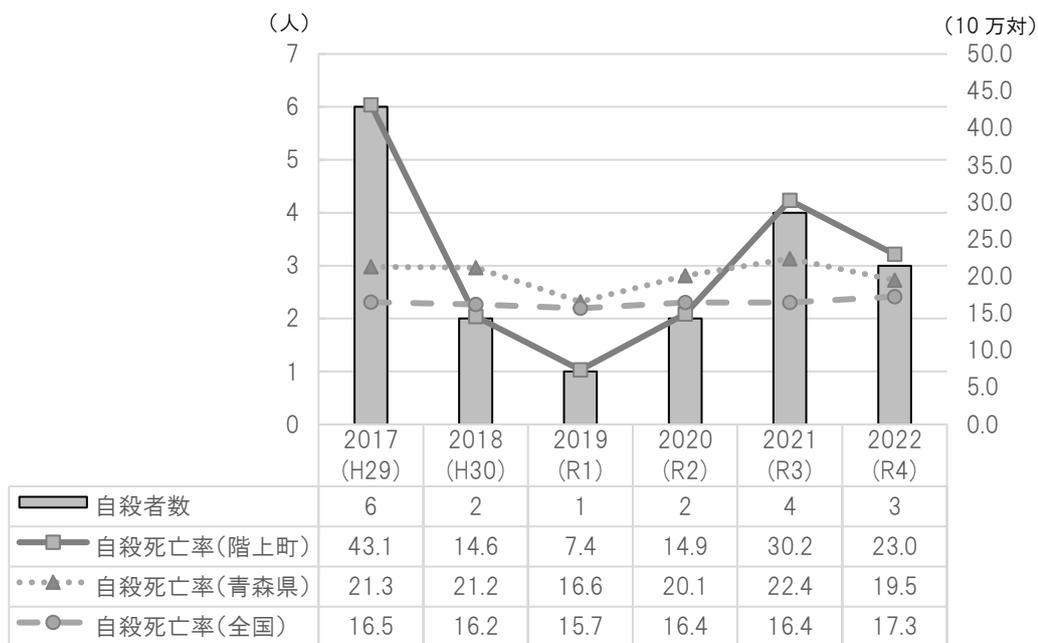
これらの資料を活用しながら、本町の自殺の現状を分析しました。

## 2 統計データからみた本町の現状

### (1) 自殺者数、自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、平成30年に大きく減少したものの、令和2年から増加傾向となり、令和3年以降は全国及び青森県より高くなっています。

■ 自殺者数及び自殺死亡率の推移

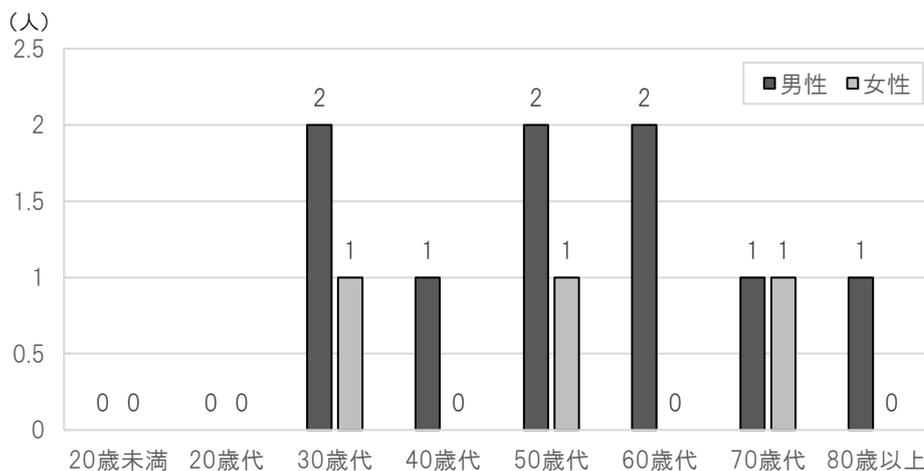


資料：警察庁自殺統計

### (2) 性別・年代別自殺者数

平成30年から令和4年までの5年間の性別・年代別の自殺者数は、30歳代男性、50歳代男性、60歳代男性が最も多く、全体の自殺者数をみると、男性が女性を上回っています。

■ 性別・年代別自殺者数(平成30年～令和4年合計)



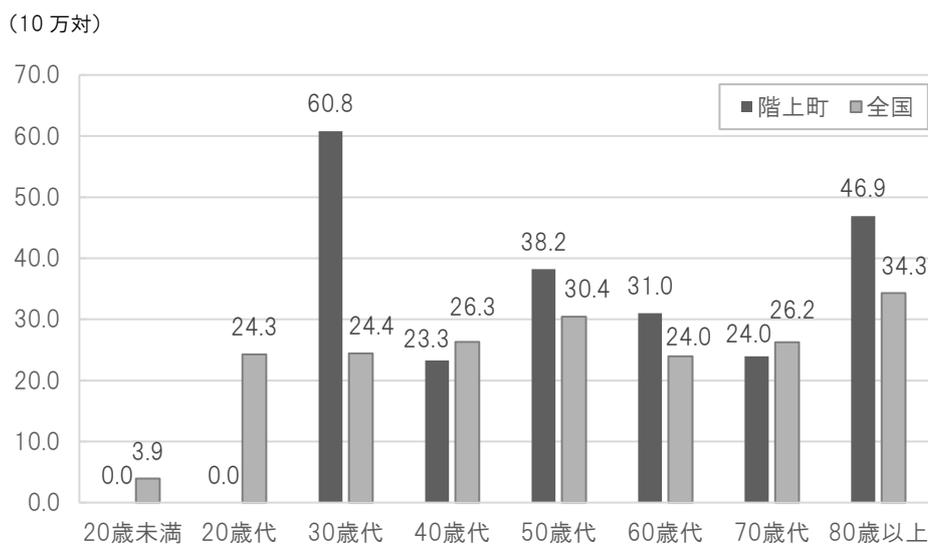
資料：警察庁自殺統計

### (3) 性別・年代別自殺死亡率

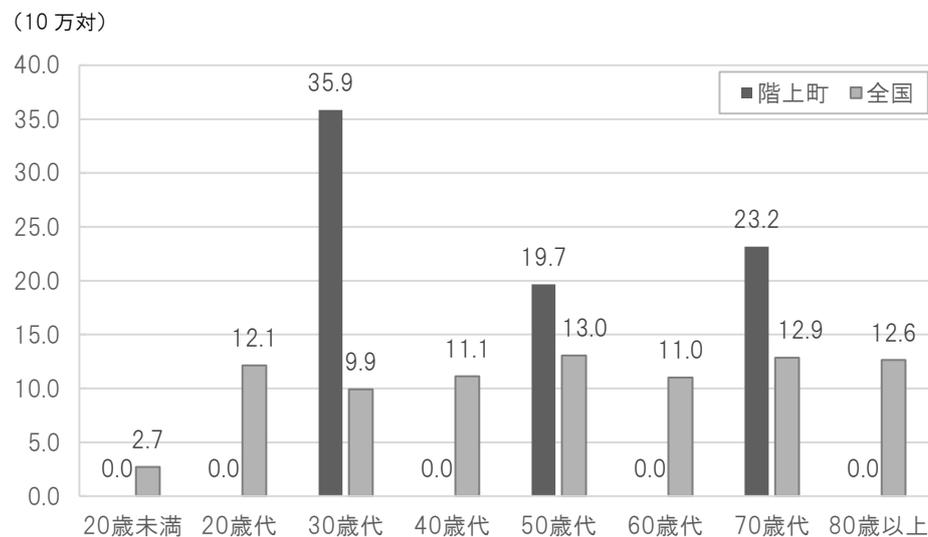
性別・年代別の自殺死亡率は、男性は30歳代が最も高く、次いで80歳以上となっています。30歳代、50歳代、60歳代、80歳以上は全国を上回っています。

一方、女性は30歳代が最も高く、次いで70歳代となっています。30歳代、50歳代、70歳代は全国を上回っています。

■性別・年代別自殺死亡率(平成30年～令和4年 男性)



■性別・年代別自殺死亡率(平成30年～令和4年 女性)



資料:いのちを支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023)」

## (4) 高齢者関連

60歳以上の自殺者数について、性別・年代別・同居人の有無別にみると、男性と女性のどちらも、同居人のいる人の割合の方が高くなっています。

### ■60歳以上の自殺者数の内訳(平成30年～令和4年 合計)

性別	年齢階級	自殺者数		割合		全国割合	
		同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
男性	60歳代	1	1	20.0%	20.0%	13.4%	10.0%
	70歳代	1	0	20.0%	0.0%	14.9%	8.4%
	80歳以上	1	0	20.0%	0.0%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.5%	2.8%
	70歳代	1	0	20.0%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0	0	0.0%	0.0%	7.0%	4.3%

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023)」

## (5) 勤務・経営関連

職業別の自殺の内訳をみると、有職者と無職者のどちらも同じ割合となっていますが、全国に比べて有職者の割合は高くなっています。

有職者の自殺者の内訳は、全国と同様、被雇用者・勤め人の割合が自営業・家族従業者の割合より高くなっています。

### ■職業別の自殺の内訳(平成30年～令和4年合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	6	50.0%	38.7%
無職	6	50.0%	61.3%
合計	12	100%	100%

### ■有職者の自殺の内訳(平成29年～令和3年合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	3	33.3%	17.5%
被雇用者・勤め人	6	66.7%	82.5%
合計	9	100%	100%

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023)」

## (6) 本町における自殺の特徴

平成30年から令和4年までの5年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル」により、自殺者数が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分及び全国的にみて代表的と考えられる背景にある主な自殺の危機経路を示しています。

本町では、「男性 40～59 歳有職独居」、「男性 60 歳以上無職同居」の区分が最も多くなっています。

### ■自殺者の上位 5 区分(平成30年～令和 4 年合計)

自殺者の特性 上位5区分		自殺者数 (5年計)	割合 (%)	自殺死亡率 (人口 10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 40～59 歳 有職独居	2	16.7	211.0	配置転換(昇進/降格含む)→ 過労+仕事の失敗→うつ状態+ア ルコール依存→自殺
2位	男性 60 歳以上 無職同居	2	16.7	37.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩 み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位	男性 40～59 歳 無職独居	1	8.3	460.7	失業→生活苦→借金→うつ状態→ 自殺
4位	男性 20～39 歳 無職同居	1	8.3	93.8	①【30代その他無職】ひきこもり+ 家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲 観→うつ状態→自殺
5位	男性 60 歳以上 無職独居	1	8.3	93.0	失業(退職)+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→自 殺

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2023)」

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※自殺死亡率の母数(人口)は、令和 2 年国勢調査をもとにいのち支える自殺対策推進センターにて推計したものです。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しています(記載の経路が唯一のものではありません。)

## 第3章 自殺対策における基本事項

### 1 自殺に対する基本認識

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

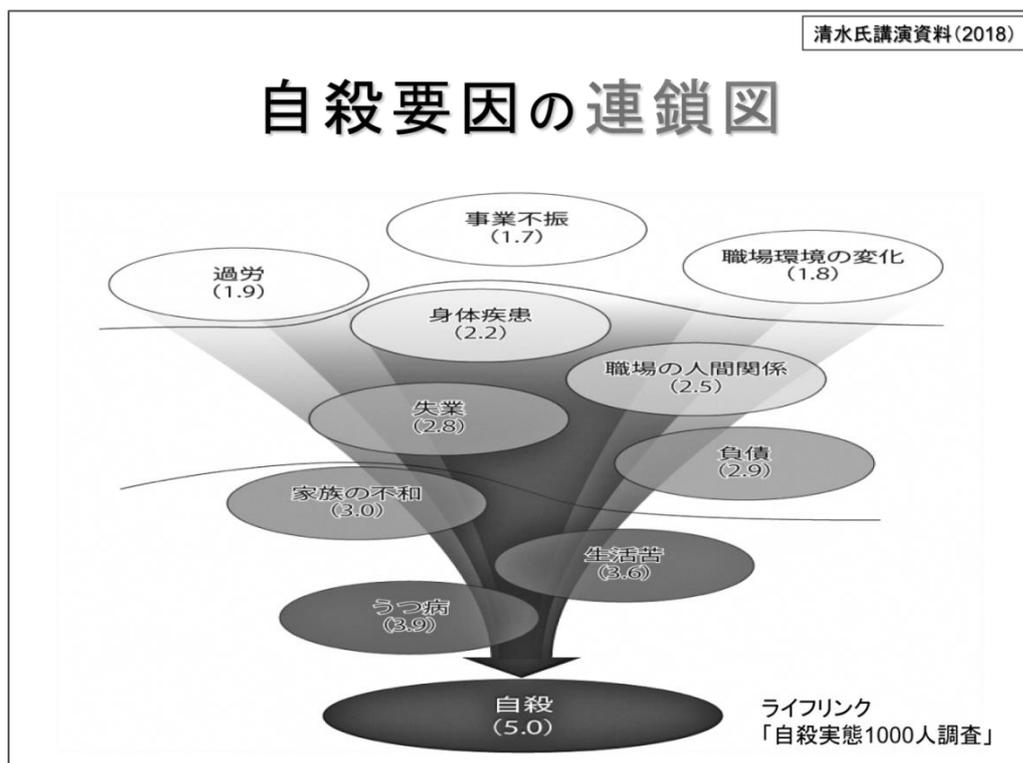
自殺は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には人に言えない悩みや生き辛さなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、その多くが「追い込まれた末の死」であるといえます。

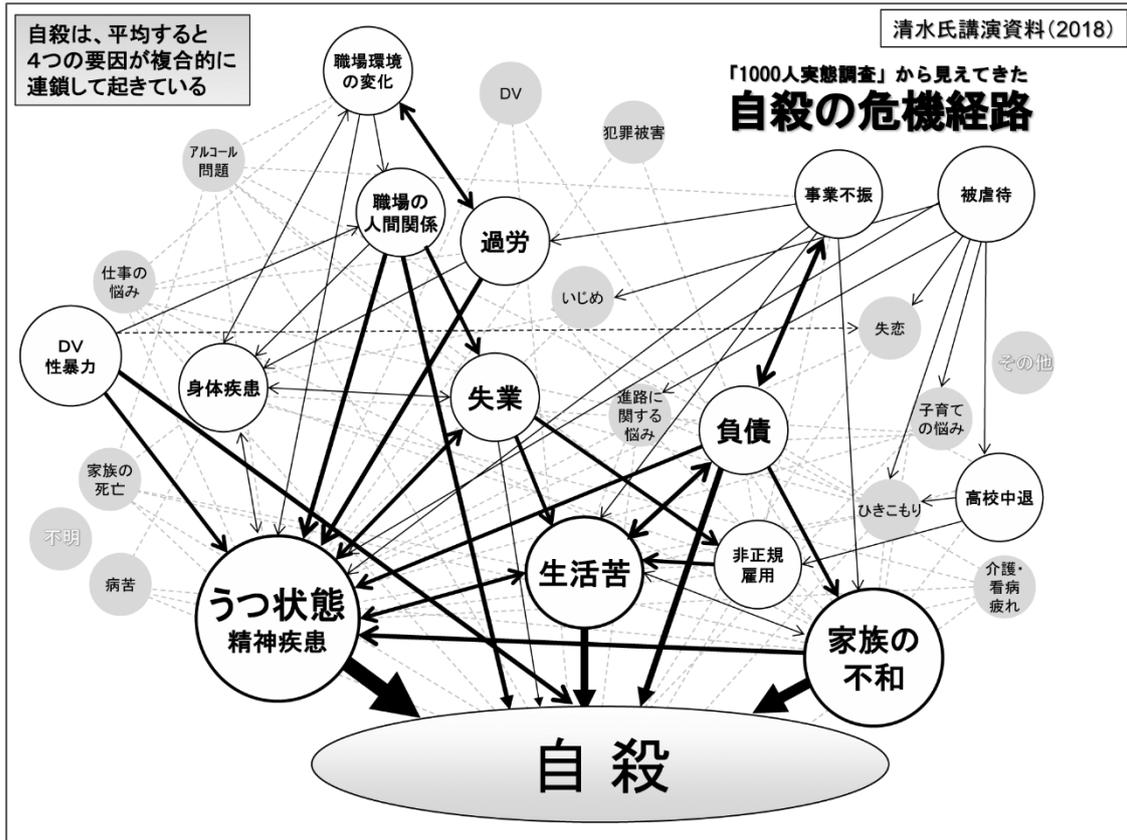
#### (2) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については相談・支援体制の整備等の取組によって、また、うつ病等の精神疾患については専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるものです。

#### (3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

自殺を考えていても、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で心が揺れていて、不眠や体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。家族だけでなく周囲の人々がそれらのサインに気付くことで、自殺予防につなげることができます。





## 2 基本理念

本計画では、「だれもがいのちを大事にするまち はしかみ」を基本理念とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

自殺を防ぐためには、家庭や地域、関係機関等の様々な分野の人々や組織が緊密に連携して自殺対策に取り組む必要があります。本町では、町民の皆様とともに、生き心地の良い社会を実現するための取組を推進します。

### ▼基本理念

だれもがいのちを大事にするまち はしかみ

**3****数値目標**

自殺による死亡者数「ゼロ」を目指すことは当然のことではありますが、自殺総合対策大綱では、少なくとも自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率を、平成27年と比べて30%以上減少させることを目標に掲げています。

本町の第2期計画においては、平成27年（42.5）と比べて30%以上減少させるため、令和10年度までの自殺死亡率を29.75以下（自殺者数3人以下）とすることを目指します。

**▼数値目標**

**令和10年度までに自殺死亡率を  
29.75以下（3名以下）とする**

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数（地域の自殺者数÷人口×100,000）

## 第4章 自殺対策における取組(基本施策)

自殺対策においては、保健、福祉、医療分野だけでなく、教育や労働その他の関連施策との連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

そこで、住みよいまちづくりを全庁的に実施するために、庁内の既存事業や取組について「生きる支援」につながる関連事業の洗い出しを行いました。

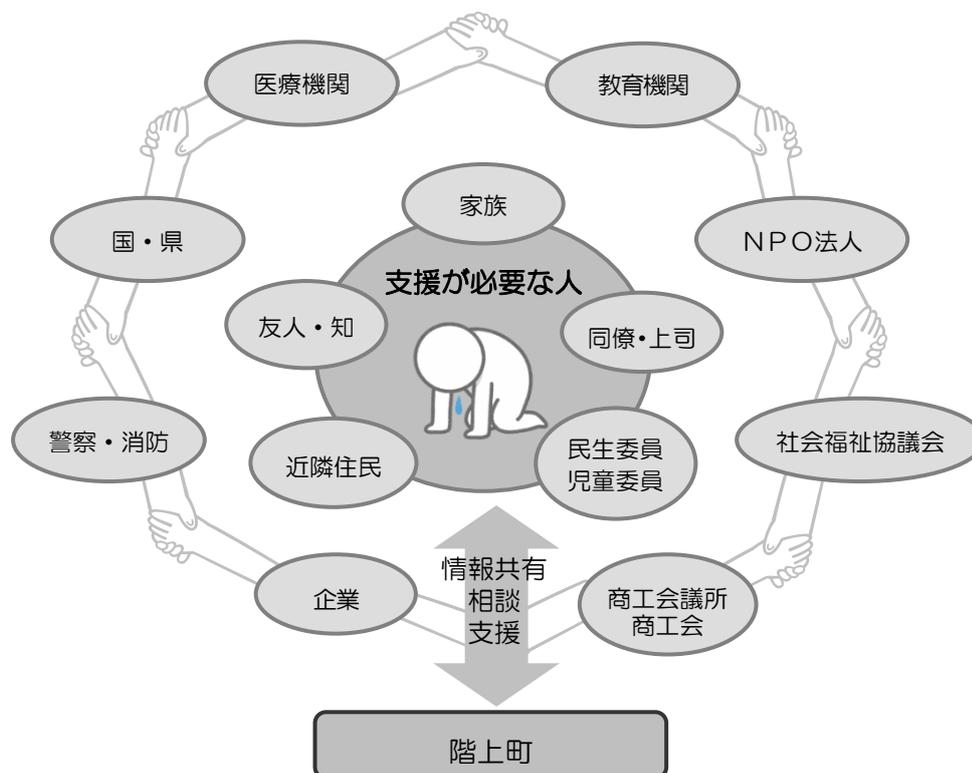
町民と直接関わる機会が多い職員一人ひとりが、各課の事業や取組を通じて「生きる支援」につながっていることを自覚し、自殺対策を推進します。

### 1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

現在、既に町内にある様々な事業に関係するネットワークを活用し、支援者と当事者のつながりはもちろん、支援者同士のつながりも深められる体制づくりを目指します。

■支援が必要な人をつなぐ支援（イメージ図）



■ネットワークの強化

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の委員の活動費に対して補助金を支給することで、地域の最初の窓口として、地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関へとつなぐ取組を支援します。	介護福祉課
地域福祉推進事業	みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、町民や民間団体の自主的な福祉活動を支援します。 地域福祉ネットワークや会議体において、地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集並びに関係者間での情報等の共有を図ります。	介護福祉課
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する拠点を設置します。 拠点における各種活動を通じて、地域の問題を察知し、支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、町民同士の支え合いや助け合いの力を高めます。	介護福祉課
障害者自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークの構築を進めます。	介護福祉課
はしかみ障がい者プラン策定・管理	障がい福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図ります。	介護福祉課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見と適切な保護のため、関係機関等との情報共有及び連携強化を図ります。	すこやか健康課
子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援の強化を図ります。	すこやか健康課
健康増進計画の推進	策定委員会で問題状況等の把握をすることで、自殺のリスクを早期に察知し、支援が必要な場合においては、専門機関による支援へとつなげます。	すこやか健康課
地区計画推進事業	まちづくり地区計画の推進のため、世帯数の区分に応じて各行政区等に対して交付金を支給することで、地域の中での交流やつながりを深め、気付け力を高めます。	総合政策課

〈評価指標〉

評価項目	現状値 (R5 年度)	目標値
自立支援協議会の実施数	未実施	毎年度 1 回以上実施

## 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人には、早期の「気付き」が重要であり、「気付き」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の人や町民に対して、誰もが早期の「気付き」に対応できるように、必要な研修の機会の確保・実施に努め、地域の見守りの輪を広げる活動を推進します。

### (1) 様々な職種を対象とした研修等の実施

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
自殺対策事業 (ゲートキーパー養成)	ゲートキーパー養成のための講座を開催し、地域における支援者の育成を行います。	介護福祉課
心の健康に関する出前講座の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図ります。	介護福祉課
日本赤十字社分区・奉仕団	ボランティアの育成を通じて、地域の気付きの力を高めていくことにより、地域における気付き役となる担い手を拡充し、自殺リスクを抱えた人を早期発見・早期対応へとつなぎます。	介護福祉課
食生活改善推進員活動・ 食生活改善推進員養成講座	推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域での活動時に自殺のリスクが高い人の把握を行い、個別相談や継続支援へとつなぎます。 また、養成講座実施時に、こころの健康づくりに関する話題提供等を行うことで、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。	すこやか健康課
健康推進員	推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、健診受診勧奨時に自殺のリスクが高い人の把握を行い、個別相談や継続支援へとつなぎます。	すこやか健康課
職員能力向上対策事業	コミュニケーション力の向上を目的とした研修やマネジメント力向上を目的とした研修等を職員に受講してもらうことで、自殺やうつ等を事前に防ぐ人材を養成します。	総務課
心配ごと相談 人権相談	相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、その職員が相談機関等へのつなぎ役としての対応を取れるよう養成します。	社会福祉協議会 町民生活課

### (2) 支援者に対する支援

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
職員の健康管理	町民からの相談に応じる職員の心身面での健康の維持増進を図ります。	総務課

#### 〈評価指標〉

評価項目	現状値 (R5 年度)	目標値
ゲートキーパーの養成(地域における支援者)	研修会を1回実施	研修会を毎年度1回以上実施

## 3

## 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるものの、危機に陥る人の心情や背景が理解されにくい現実があるため、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合における対応等の理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなげることができるよう、教育活動、広報活動等を推進します。

## (1) リーフレット等啓発グッズを活用した啓発・周知

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
自殺対策事業 (自殺に関する啓発活動)	町民を対象とした自殺に関する啓発活動として、講演会の実施やリーフレット等を活用した情報の発信を実施することで、地域啓発につなげます。また、「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなど、より効果的な啓発に努めます。	介護福祉課
障がい福祉に関するしおり作成事務	障がい福祉に関するしおりの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、町民に対する相談機関の周知の拡充を図ります。	介護福祉課
自殺予防パンフレットの配布	啓発用リーフレットの配布を行っていくことにより、地域の支援機関等の資源について、町民に周知を図ります。	介護福祉課
広報紙発行事業	自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を掲載します。	総務課 介護福祉課

## (2) 町民向けイベントの開催

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
心の健康に関する出前講座の実施	出前講座の中で自殺問題とその対応について言及することにより、当該問題に関する町民の理解促進を図ります。	介護福祉課 総合政策課
健康教育	各種健康づくり教室において、対象者に合わせた内容でこころとからだの健康づくりに関する話題提供等を行うことで、自殺予防に関する町民への知識の普及啓発を行います。	介護福祉課
人権啓発事務 (人権啓発事業)	町内各小・中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室や町行事において、人権に関する啓発活動等を行います。	町民生活課

## 〈評価指標〉

評価項目	現状値(R5年度)	目標値
自殺予防に関するパンフレットを配布	相談先一覧が記載されたポケットティッシュを5か所に設置	毎年度1回程度、5か所に設置

## 4 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

「生きることの阻害要因」：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が相対的に上回ったときに、自殺に追い込まれる危険性が高まるといわれています。

このことから、「生きることの促進要因」への支援という観点から、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできるまちづくりを推進します。

### (1) 相談支援、訪問支援の充実

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
地域子育て支援拠点事業	保護者が集い交流できる場を設けることで、悩みや不安を軽減するとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応へとつなげます。	すこやか健康課
保育の実施 (保育園、認定こども園等)	保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保育士が気付き役やつなぎ役として、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぎます。	すこやか健康課
妊婦健康診査	妊婦の健康管理や健やかな出産に寄与し、妊婦と家族の健康や生活、子育ての課題を把握することで、産後うつや自殺のリスクに対する予防支援に努めます。	すこやか健康課
母子保健 (母子健康手帳交付等)	妊婦やその家族の心身の健康や生活に関する聴き取りにより、支援の必要なケースの把握や早期支援を行います。 そのため、従事者が妊産婦の自殺防止に関する研修を受講し、自殺対策を踏まえた対応の強化に努めます。	すこやか健康課
母子保健 (新生児・乳児家庭訪問)	対象者の生活の場において、保健師と助産師が専門性を活かした具体的な相談支援を行います。	すこやか健康課
母子保健 (健康相談・電話相談)	対象者からの相談に応じて、助言や情報提供を行います。	すこやか健康課
母子保健 (こどもの発達相談)	子どもの発達に関して専門職が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に努めます。	すこやか健康課
母子保健(健康教育)	取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する相談会の開催を通じて、妊娠期から産後うつや体罰によるしつけの防止を啓発し、家族の自主的な健康行動を高める働きかけを行います。	すこやか健康課
乳幼児健康診査	乳児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査実施時に、子どもの健康や発育発達、保護者の健康や育児・生活等に関する相談に専門職種が対応し、ケースの把握や早期支援につなげます。	すこやか健康課
母子保健 (歯科健康診査及び歯科保健強化事業)	乳幼児健診における歯科衛生相談、1歳6か月児及び3歳児健診における歯科健診、1歳からのフッ化物歯面塗布事業を実施し、子育ての大きな悩みの1つである子どもの歯に関する不安等の軽減に努めます。	すこやか健康課

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談を受け、安全の確保や生活支援、子どもの保育や教育の確保について、関係機関と連携した支援を行います。	すこやか健康課
健康診査 (特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、生活習慣病予防健診)	健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を生かし、個別指導が必要な受診者には、より詳細な聞き取りを行うとともに、精神面での支援が必要な場合には、専門機関による支援へとつなぎます。	すこやか健康課
特定保健指導	保健指導で個々の状態の情報収集を行うことにより、精神面での支援が必要な場合には、専門機関による支援へとつなぎます。	すこやか健康課
健康相談 (訪問、電話、面談)	相談内容により、対象者に合わせた内容での助言や情報提供を行うとともに、精神面での支援が必要な場合には、専門機関による支援へとつなぎます。	すこやか健康課
人権相談	人権擁護委員が、差別や嫌がらせ等の人権相談に応じます。	町民生活課
行政相談	行政相談委員が、行政に対する苦情や相談に応じます。	総務課
心配ごと相談	相談員が、日常生活における悩み・心配ごとについて、相談に応じます。	社会福祉協議会
法律相談	自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題、その他隣人トラブルなどについて、弁護士による生活相談を行います。	社会福祉協議会
ひきこもりに関する相談	はちのへ若者サポートステーションや三戸自立相談窓口などの相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労などの個別支援を推進します。	介護福祉課 はちのへ若者サポートステーション 三戸地域自立相談窓口 学習サークル「サンハウス」

## (2) サービス等の給付・各種費用の助成

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て家庭が、妊娠期から安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育ての経済的負担を軽減するため、妊娠時と出産後にそれぞれ応援金を支給する経済的支援を行います。	すこやか健康課
ひとり親家庭等の生活支援 (児童扶養手当等)	ひとり親家庭で生活が困窮に陥っている人へ生きる支援に関する情報提供を行います。申請受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応へとつなげます。	すこやか健康課
児童手当支給事務	受付に際して当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応へとつなげます。	すこやか健康課
乳幼児及び子ども医療費助成事業	乳幼児及び18歳に達した年度末までの児童生徒の医療費の現物給付化を実施し、安心して医療を受けられるようにします。	すこやか健康課

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
保育料無償化事業	0歳から2歳までの全ての児童について、保育料の無償化を実施します。	すこやか健康課
未熟児養育医療給付事業	子どもの生命や健康に関する不安や医療費負担等の相談に対応し、早期支援へとつなげます。	すこやか健康課
就学援助	学校生活上で様々な困難を抱える児童生徒に対して、関係機関が連携して、各々の状況に応じた支援を行います。 また、児童生徒の保護者に対しても、関係機関につなげ、連携を図ります。	教育課
学校給食費無償化事業	保護者の経済的負担を軽減し、支援するため、小中学校の給食費完全無償化を実施しています。	教育課
緊急通報装置(福祉安心電話)	一人暮らし高齢者等の安心・安全確保のために、緊急通報装置(福祉安心電話)の設置費用及び各種サービスの利用料を助成します。	介護福祉課 (社会福祉協議会に委託)
生理用品の無償配布	経済的な理由などにより、生理用品の購入が困難な女性への支援として、無償配布を行います。	総務課

### (3) 生活支援

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
徴収の緩和制度としての納税相談	相談を受けたり徴収を行う職員等に対して、傾聴等に関する研修を受講してもらうことで、気付き役やつなぎ役としての役割を担えるよう養成します。	税務課
町税等の賦課、減免業務	窓口、電話で支払等の相談を受けた人に対して、当事者から状況の聞き取りを行い、様々な支援機関につなげる等、必要な支援へとつなげます。	税務課
道路等維持管理業務 (道路・橋梁・河川・海岸・漁港・下水道・公園等)	パトロールや苦情対応等において、自殺の可能性がある人を把握し、関係機関へとつなげます。	建設課 産業振興課
道路等整備工事業務 (道路・橋梁・漁港・下水道・公園等)	工事における現地確認等において、自殺の可能性がある人を把握し、関係機関へとつなげます。	建設課 産業振興課
公共下水道受益者負担金徴収事務	徴収事務において、自殺の可能性がある人を把握し、関係機関へとつなげます。	建設課
生活保護に関する相談	経済的に困窮している人に対して各種相談に応じ、生活保護基準に基づく支援を提供します。	介護福祉課
生活福祉資金貸付	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の申請窓口として、低所得者等の資金貸付に関する相談を実施します。	社会福祉協議会
たすけあい資金貸付	生活困窮者の自立更生のため、一時的な生活資金として貸付を実施します。	社会福祉協議会

#### (4) 障がいや病気等を抱える人、その家族への支援

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
障がい福祉事業	障がい者(児)の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また、その環境や状況に応じて本人の選択に基づき、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう、相談・給付を実施します。 また、相談のケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう、関係機関との連携を強化します。	介護福祉課
障害者相談員による相談業務 (身体・知的障害者相談員)	相談員研修会を実施することで自殺のリスクが高い人の状況を察知・把握する上での視点を身に付け、相談員が気付き役、つなぎ役としての役割を担えるよう、必要な場合には適切な支援先へとつなぎます。	介護福祉課
精神保健福祉に関する業務	相談を通じて、精神障がい者及びその家族等、自殺のリスクが高い人の支援の強化を図ります。	介護福祉課
精神保健福祉事務	精神障がいを抱える人とその家族に対して、早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や専門職等による相談や、心の専門グループワーク事業を実施し、当人や家族を包括的・継続的に支えます。	介護福祉課
障がい者虐待の対応	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぎます。	介護福祉課

#### (5) 自死遺族等への支援

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
自死遺族の「つどい」の案内	身近な人を自死で亡くされた方が安心して胸の内を語り合える場として、青森県立精神保健福祉センターが主催している「つどい」を周知します。	青森県立精神保健福祉センター 介護福祉課

#### 〈評価指標〉

評価項目	現状値 (R5 年度)	目標値
障がい福祉及び精神保健福祉並びに健康相談等における対応	随時実施	継続

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもが抱える悩みは多様であるため、子どもから大人への移行期において特有の大きな変化があります。ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の分野の関係機関と連携し、段階に応じた支援を推進します。また、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を行うとともに、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に主眼を置いた教育を行うことにより、直面する問題に対処する力を身に付けることができる取組を推進します。

### (1) SOSの出し方に関する教育の実施

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
自殺対策事業 (こころの健康教室)	児童生徒の自殺を未然に防ぐために、SOSの出し方を学ぶ場として、こころの健康教室を実施します。	介護福祉課
いじめ防止対策委員会の設置	教育委員会が指定する学校と相互に密接に連携し、いじめ防止等の対策を行います。 また、委員会の会議において、国・県の情報の共有や町内小中学校の状況把握を実施します。	教育課
スクールソーシャルワーカー及び心の相談員の配置、教育相談の実施	児童生徒の抱える心や環境の問題に対して、関係機関への働きかけ等を通じた支援のためのスクールソーシャルワーカーの配置と町内小中学校の巡回を実施します。	教育課

### (2) 教育を推進するための体制強化

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後及び長期休暇中に学童保育所で保育します。 学童保育を通じて、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な機関へとつなぎます。	すこやか健康課
学級現状調査診断の実施	やる気のあるクラスづくり、居心地のよいクラスづくりのための調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握します。 調査結果による学級分析により、集団の発達段階にあった学級経営を実施します。	教育課
青少年対策事務	協議会において、青少年層の抱える問題行動等に関する情報を共有することで、実務上の連携を図ります。	教育課

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
子ども会育成事業	リーダーや世話人に研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りを強化します。 また、危険予知トレーニング等を通じて自己回避能力の向上を図り、問題の早期発見・早期対応を図ります。	教育課

### 〈評価指標〉

評価項目	現状値 (R5年度)	目標値
こころの健康教室の実施	各中学校で1回ずつ実施	各小中学校で毎年度1回ずつ実施

## 第5章 自殺対策における取組(重点施策)

本町における自殺の特徴を踏まえ、重点施策を次のとおり設定し、それぞれの分野における取組を推進していきます。

### 1 重点施策1 生活困窮者への対策

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、介護、精神疾患、知的障がい、発達障がい等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多い傾向があります。複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法による自立支援事業と連動した、効果的な対策を進めていきます。

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
生活保護に関する相談【再掲】	経済的に困窮している人に対して各種相談に応じ、生活保護基準に基づく支援を提供します。	介護福祉課
ホームレスに対する事務	ホームレスは自殺リスクの高い人や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障がいを抱えている人が少なくないため、見守り活動を通して支援します。	介護福祉課
消費生活対策事務	消費生活や多重債務に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けて支援します。	町民生活課
町営住宅管理業務	町営住宅の入居者や入居希望者は、生活困窮や低収入等から自殺の動機となる悩みを抱えている可能性があるため、相談があった場合は、内容に応じて必要な関係機関へつなぎます。	建設課
自殺対策事業(ゲートキーパー養成)【再掲】	ゲートキーパー養成のための講座を開催し、地域における支援者の育成を行います。	介護福祉課

### 2 重点施策2 無職者・失業者への対策

勤労世代の無職者の自殺死亡率は、同世代の有職者に比べ高く、離職・長期間失業等の就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

無職者・失業者に対しては、早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等と緊密に連携し、就労支援窓口においてきめ細かな職業相談を実施するなど、無職者・失業者への包括的な支援を推進します。

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
生活保護に関する相談事務【再掲】	経済的に困窮している人に対して各種相談に応じ、生活保護基準に基づく支援を提供します。	介護福祉課
新規就農者育成総合対策(経営開始資金)	若年層への就労支援として、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付します。	産業振興課

### 3 重点施策3 高齢者への対策

高齢者の自殺の最も大きな原因・動機は、「健康問題」です。特に、高齢になると健康面でのリスクは次第に高くなります。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすくなります。

そのため、地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図るとともに、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業を推進します。

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
老人クラブ活動の支援	高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、活動を支援します。	介護福祉課
高齢者通いの場支援事業	高齢者が生き生きと暮らせるよう、孤立の解消や健康を意識して、介護予防活動を行っている団体の活動を支援します。	介護福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成することで、地域における気付き役となる担い手を拡充し、地域の気付きの力を高めます。	介護福祉課
高齢者虐待への対応	支援対象者の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化します。	介護福祉課
地域包括ケアシステム事業【再掲】	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する拠点を設置します。 拠点における各種活動を通じて、地域の問題を察知し、支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、町民同士の支え合いや助け合いの力を高めます。	介護福祉課

#### 〈評価指標〉

評価項目	現状値(R5年度)	目標値
ゲートキーパー養成研修会の回数	研修会を1回開催	毎年度1回以上の講座の開催
経済的な問題に関する相談	随時実施	継続

## 4 重点施策4 子ども・若者への対策

子ども・若者は、いじめやひきこもりなど様々な問題が複雑に絡み合いながら孤独・孤立感を深める場合が多く、関係分野が連携して対策を行うことが必要です。子ども・若者世代の正しい知識の普及啓発と相談体制の充実を図ります。

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
自殺対策事業 (こころの健康教室)【再掲】	児童生徒の自殺を未然に防ぐために、SOS の出し方を学ぶ場として、こころの健康教室を実施します。	介護福祉課
ひきこもりに関する相談 【再掲】	はちのへ若者サポートステーションや三戸自立相談窓口などの相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労などの個別支援を推進します。	介護福祉課 はちのへ若者サポートステーション 三戸地域自立相談窓口 学習サークル「サンハウス」
いじめ防止対策委員会の設置【再掲】	教育委員会が指定する学校と相互に密接に連携し、いじめ防止等の対策を行います。 また、委員会の会議において、国・県の情報の共有や町内小中学校の状況把握を実施します。	教育課
スクールソーシャルワーカー及び心の相談員の配置、教育相談の実施【再掲】	児童生徒の抱える心や環境の問題に対して、関係機関への働きかけ等を通じた支援のためのスクールソーシャルワーカーの配置と町内小中学校の巡回を実施します。	教育課
放課後児童健全育成事業【再掲】	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後及び長期休暇中に学童保育所で保育します。 学童保育を通じて、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な機関へとつなぎます。	すこやか健康課
要保護児童対策地域協議会【再掲】	要保護児童の早期発見と適切な保護のため、関係機関等との情報共有及び連携強化を図ります。	すこやか健康課
学級現状調査診断の実施【再掲】	やる気のあるクラスづくり、居心地のよいクラスづくりのための調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握します。 調査結果による学級分析により、集団の発達段階にあった学級経営を実施します。	教育課
青少年対策事務【再掲】	協議会において、青少年層の抱える問題行動等に関する情報を共有することで、実務上の連携を図ります。	教育課
子ども会育成事業【再掲】	リーダーや世話人に研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りを強化します。 また、危険予知トレーニング等を通じて自己回避能力の向上を図り、問題の早期発見・早期対応を図ります。	教育課

### 〈評価指標〉

評価項目	現状値 (R5 年度)	目標値
こころの健康教室の実施	各中学校で1回ずつ実施	各小中学校で毎年度1回ずつ実施

## 5 重点施策5 女性への対策

妊娠・出産・育児に伴う身体的・心理的負担、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる雇用問題や孤独・孤立問題、配偶者からの暴力など、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めることが必要です。

関連事業	実施内容	担当課(関連団体)
妊婦健康診査【再掲】	妊婦の健康管理や健やかな出産に寄与し、妊婦と家族の健康や生活、子育ての課題を把握することで、産後うつや自殺のリスクに対する予防支援に努めます。	すこやか健康課
母子保健 (母子健康手帳交付等)【再掲】	妊婦やその家族の心身の健康や生活に関する聴き取りにより、支援の必要なケースの把握や早期支援を行います。 そのため、従事者が妊産婦の自殺防止に関する研修を受講し、自殺対策を踏まえた対応の強化に努めます。	すこやか健康課
母子保健 (新生児・乳児家庭訪問)【再掲】	対象者の生活の場において、保健師と助産師が専門性を活かした具体的な相談支援を行います。	すこやか健康課
母子保健 (健康相談・電話相談)【再掲】	対象者からの相談に応じて、助言や情報提供を行います。	すこやか健康課
母子保健 (こどもの発達相談)【再掲】	子どもの発達に関して専門職が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に努めます。	すこやか健康課
母子保健(健康教育)【再掲】	取り分け食の調理実習や試食を含めた、離乳食に関する相談会の開催を通じて、妊娠期から産後うつや体罰によるしつけの防止を啓発し、家族の自主的な健康行動を高める働きかけを行います。	すこやか健康課
乳幼児健康診査【再掲】	乳児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査実施時に、子どもの健康や発育発達、保護者の健康や育児・生活等に関する相談に専門職種が対応し、ケースの把握や早期支援につなげます。	すこやか健康課
母子保健 (歯科健康診査及び歯科保健強化事業)【再掲】	乳幼児健診における歯科衛生相談、1歳6か月児及び3歳児健診における歯科健診、1歳からのフッ化物歯面塗布事業を実施し、子育ての大きな悩みの1つである子どもの歯に関する不安等の軽減に努めます。	すこやか健康課
DV相談【再掲】	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談を受け、安全の確保や生活支援、子どもの保育や教育の確保について、関係機関と連携した支援を行います。	すこやか健康課
生理用品の無償配布【再掲】	経済的な理由などにより、生理用品の購入が困難な女性への支援として、無償配布を行います。	総務課

### 〈評価指標〉

評価項目	現状値 (R5年度)	目標値
妊娠・出産・育児等の相談における対応	随時実施	継続

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域等社会全般に深く関係していることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関・民間団体等との有機的な連携を強化し、総合的に取り組む体制づくりを推進します。

#### (1) 町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知を図り、地域の特性を踏まえた効果的な対策を推進します。また、庁外の各関係機関及び民生委員・児童委員とも連携し、地域の実情に応じた対策を多面的に展開します。

#### (2) 教育関係者の役割

児童生徒等のこころとからだの健康づくりやいのちの大切さについて認識を深めるとともに、生きる力を高めるための教育を推進します。また、自殺予防のための教職員研修等を行うことにより、児童生徒の自殺予防を推進します。

#### (3) 医療関係機関の役割

自殺のリスクの高い患者には、適切な医療・ケアを提供するとともに自殺予防に向けて、かかりつけ医と精神科医との連携や、行政などとの連携を図ります。

自殺企図の救急搬送患者には、専門医につなぐなど適切な医療を実施し、再企図防止を図ります。

#### (4) 警察・消防機関の役割

自殺のリスクの高い人に係る事案を認知した場合には、適切に対応するとともに専門医療や行政へつなげるなどの連携を図り、リスクが高い人への自殺予防を推進します。

#### (5) 職域の役割

従業員に対するこころの健康保持に向けて必要な措置を講じるよう、ストレスの要因となる職場環境の改善やうつ病の早期発見と早期治療への取組を進めます。

## (6) 民間団体の役割

関係機関等と相互に緊密な情報交換を行いながら、協力連携をし、その専門分野を生かして自殺対策を推進します。

## (7) 町民の役割

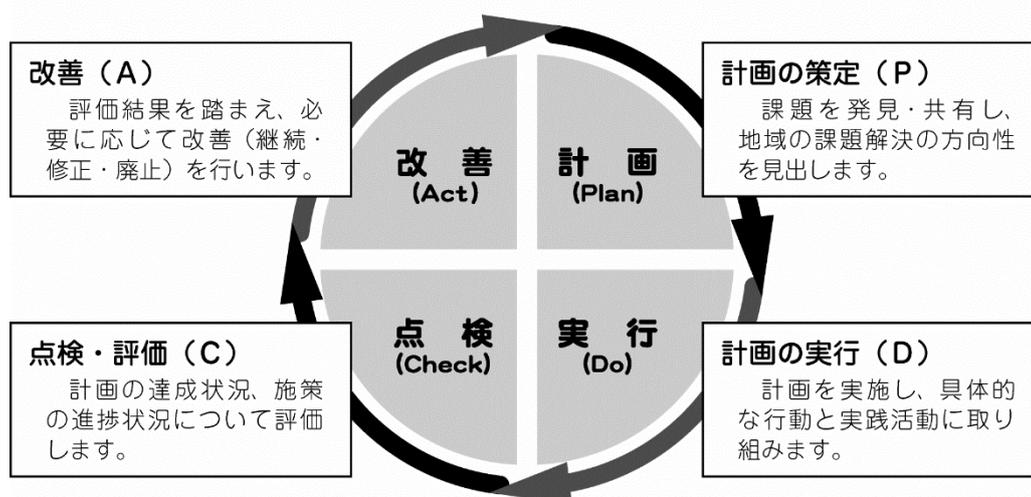
自らのこころの健康の増進に努めるとともに、身近な人が悩みを抱えていることに気がついたら、早く気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じてしかるべき相談機関につなぎ、見守る行動を心がけます。町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、正しい理解を深めることが必要です。

## 2 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、多様な媒体を活用し、町民への周知を行います。

## 3 計画の進捗管理

本計画の取組状況や目標値については、自殺対策担当課において把握し、PDCAサイクルにより計画の適切な進行管理に努めます。



---

## 第2期いのち支える階上町自殺対策計画

発行日 令和6年12月

発行元 青森県 階上町

住 所 〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87

TEL 0178-88-2111（代表）

URL <https://www.town.hashikami.lg.jp/>

---